

## 労働局との協議実施要領

地方事務所が労働局と実施する労働保険の未手続事業一掃対策に係る協議（以下「協議」という。）については、この要領により実施する。

### 1 協議の目的

地方事務所は労働局との間で年1回以上協議を行う。協議においては、地方事務所が加入勧奨を行う事業と労働局が手続指導を行う事業との役割分担を決定することとする。また、地方事務所は、労働局と加入勧奨活動についての意見交換を行うとともに、その進捗状況を的確に把握し、効果的な加入勧奨活動の実施に努めることとする。

### 2 開催時期・内容等

以下に標準的な開催時期及び地方事務所と労働局との標準的な協議内容を示す。

なお、以下に示す内容は、あくまでも目安であり、労働局の同意を得た上で、民間事業者の創意工夫により変更して差し支えない。

#### (1) 構成員

ア 労働局：総務部（労働保険徴収部）長、適用主務課室長等

イ 地方事務所：地方事務所の責任者、指導員、推進員等

#### (2) 開催時期（日処）及び協議内容

ア 第1四半期（できる限り4月に実施すること）

前年度の未手続事業のうち適用外及び加入済の事業を除いて作成された未手続事業名簿に基づき、労働局が手続指導を行う事業と地方事務所が加入勧奨を行う事業の役割分担を決定すること。役割分担については、地方事務所は、原則、新規に収集した未手続事業を担当し、労働局は、原則、前年度からの繰り越し分（前年度の困難事案（勧奨が不調に終わったもの）及び地方事務所からの移管分（当該年度の困難事案）を担当する。（別紙5参照）

また、困難事案を地方事務所から労働局に移管する際の連絡方法について確認するとともに、年間を通じての未手続事業の把握（重点業種等）や加入勧奨活動の進め方について意見交換し、「加入促進計画」（別紙9－別添9－参考様式2）を策定すること。

イ 第2四半期

未手続事業名簿（合体版）について、労働局が手続指導を行う事業と地方事務所が加入勧奨を行う事業の役割分担を決定すること。（別紙5参照）

さらに、進捗状況の報告、加入勧奨活動についての意見交換を行うこと。

ウ 第4四半期

当該地方事務所における加入勧奨活動の実績等を報告し、実施方法の改善点等について協議すること。

### 3 その他

地方事務所は、協議内容等について本部に報告すること。

本部は、他の地方事務所の協議事例等を集約し、有効活用等を図る情報伝達体制を整える等、配慮すること。